

漁業コスト構造改革緊急対策

【22, 869百万円】

対策のポイント

燃油・配合飼料価格の高騰が続く中、燃油消費量を根本的に削減することによる経営の改善に意欲的に取り組む漁業者グループ等を対象に、省燃油活動及び省エネ型漁業用機器設備の導入を推進するとともに、省エネ漁船の導入等による漁業の収益性向上を推進し、価格急騰時に補填金を交付し、漁業・養殖業の安定と水産物の安定供給を図ります。

<背景／課題>

- ・ 国民への水産物の安定供給を確保するためには、漁業経営の安定を実現していくことが必要です。
- ・ 我が国の漁業は、輸入水産物や外国漁船との競合、更には国際規制の影響等が懸念されるほか、近年、燃油・養殖用配合飼料価格の高騰が漁業者の経営を悪化させていることから、価格高騰の影響を緩和するためのセーフティネットの構築や省エネの推進、国際競争力のある、円安や燃油高・資源状況に振り回されない収益性の高い操業・生産体制を構築する漁業構造改革の取り組みの推進が必要です。

政策目標

漁業コスト構造改革緊急対策参加漁業者による燃油使用量の10%削減

<主な内容>

1. 省燃油活動推進事業

【8, 014百万円】

漁業者グループが行う省燃油活動（漁船の燃費向上のための船底状態改善等）を支援し、燃油コスト削減を図ります。

補助率：定額（定額、1／2以内）
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

2. 省エネ機器等導入推進事業

【2, 835百万円】

漁業者グループが行うLED集魚灯等の省エネ型漁業用機器設備の導入に対して支援します。

補助率：定額（漁業者グループが行う機器設備の導入費用に対する助成率は1／2以内）
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

3. 漁業経営セーフティーネット構築事業 【9, 500百万円】

漁業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が急騰したときに補填金を交付します（燃油については、原油価格が「漁業用燃油緊急特別対策」の発動ラインを超えた場合、上昇分の3/4に国の負担割合を高めて支払います。）。

補助率：定額
事業実施主体：一般社団法人 漁業経営安定化推進協会

4. 漁業構造改革総合対策事業 【2, 520百万円】

地域で策定した改革計画に基づき、省エネ漁船と高度な品質管理手法の導入等に取り組むことにより、漁業の収益性を高め、「もうかる漁業」を実現する取組等を支援します。

更に、沿岸漁業について、改革計画に基づき、三者以上の漁業者による協業体や新規就業者を対象とした収益性を高める取組に対し、沿岸漁業の特徴を踏まえて支援する仕組みを創設します。

補助率：定額
事業実施主体：特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構

お問い合わせ先：
1～3の事業 水産庁企画課 (03-6744-2341)
4の事業 水産庁漁業調整課 (03-3502-8469)

今後の燃油価格高止まりにも耐える「効率的な経営体質」への転換を図り、将来にわたって国民への水産物の安定供給を担える「持続的な漁業経営」の実現を支援。

(1) 省燃油活動等推進事業

① 省燃油活動推進事業

補助対象 : 漁業者グループ
 補助率 : 定額(定額、1/2以内)
 事業実施主体 : 一般社団法人 漁業経営安定化推進協会
 交付先 : 国 → 事業実施主体 → 漁業者グループ
 その他
 漁業者グループが行う省燃油目的の活動にかかる人件費、用船料等を補助

② 省エネ機器等導入推進事業

補助対象 : 漁業者グループ
 補助率 : 定額(漁業者グループが行う機器設備の導入費用に対する助成率は1/2以内)
 事業実施主体 : 一般社団法人 漁業経営安定化推進協会
 交付先 : 国 → 事業実施主体 → 漁業者グループ
 その他
 漁業者グループが導入する省エネ型漁業用機器設備費用を補助

(2) 漁業経営セーフティーネット構築事業

補助対象 : 漁業者・養殖業者
 補助率 : 定額
 事業実施主体 : 一般社団法人 漁業経営安定化推進協会
 交付先 : 国 → 事業実施主体 → 漁業者・養殖業者
 その他
 原油価格・配合飼料価格が、「7中5平均値×100%」を超えた場合、超えた分を補填。

○省燃油活動の例

漁船の燃費向上化(船底の状態改善)

清掃前



清掃後



約10%削減

○省エネ型漁業用機器設備の例

①LED集魚灯(サンマ向け)



約30%削減

②漁船用エンジン(船内機)



約10%削減

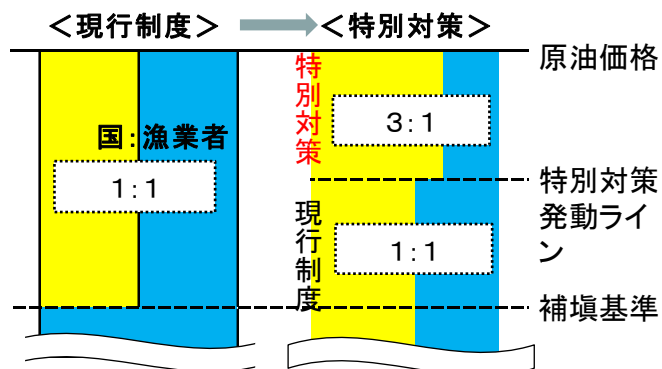
③漁船用エンジン(船外機)



約5%削減

※下線部分は、省エネ型漁業用機器設備導入により見込まれる燃油使用量削減率の例

○漁業経営セーフティーネット構築事業



○ 燃油価格や配合飼料価格の高騰に備えて、漁業者と国又は養殖業者と国が資金を積立て

○ 燃油については原油価格、配合飼料については配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補填金を支払い(燃油については、原油価格が特別対策発動ラインを超えた場合、上昇分の3/4に国の負担割合を高めて支払い)。

漁業構造改革総合対策事業

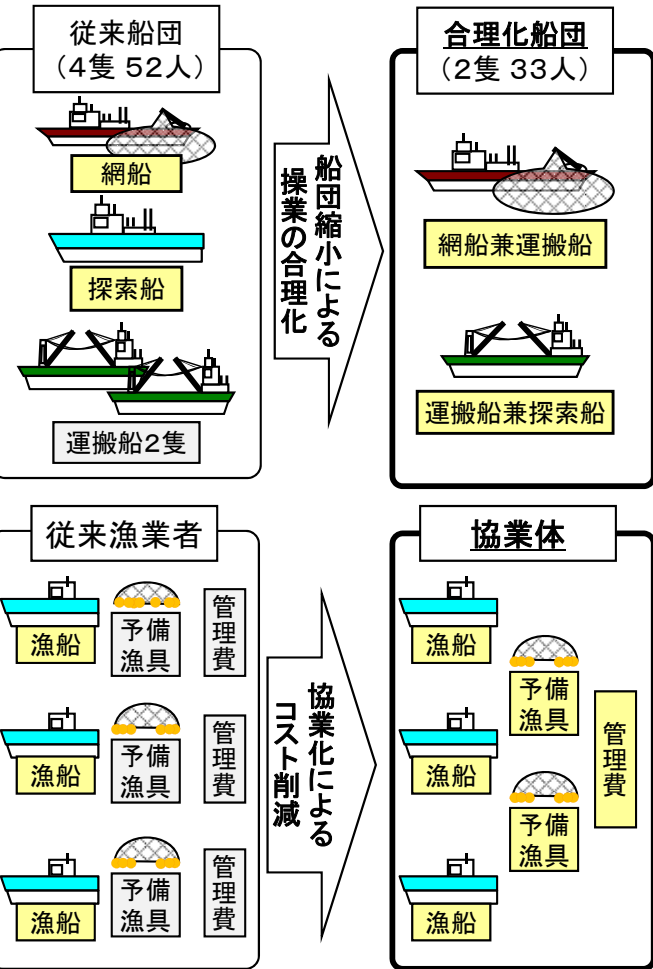
平成25年度補正予算額: 2,520百万円

漁業者の新しい操業・生産体制への転換を促進するため、改革型漁船の導入等により、収益性向上の実証に取り組む漁協等に必要な経費を支援する。

また、沿岸漁業において、新しい操業・生産体制への転換を促進するため、三者以上の漁業者による協業体又は新規就業者を対象とした収益性向上の実証に取り組む漁協等に対し、沿岸漁業の特徴に応じた形で必要な経費を支援する。

改革計画の策定

・生産者、流通・加工業者等が一体となって、地域の漁業・養殖業の改革計画を策定

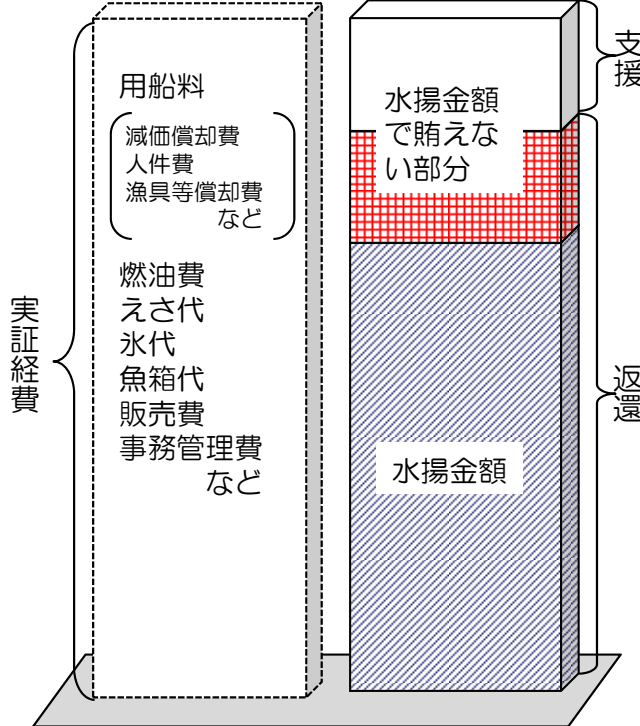


支援内容

- ① 改革計画に基づき、基金から支払われる実証経費を用いて実証事業を実施し、水揚金額を返還
- ② 水揚金額で実証経費が賄えない場合は、この賄えない分を支援
支援割合等: 事業の取組内容に応じ、3年を上限として、1/2、2/3又は9/10を助成
(沿岸漁業版においては、経費から水揚げ金額の2/3相当額で賄えない部分の1/2を助成)

もうかる漁業創設支援事業

従来の支援イメージ



沿岸漁業版(20トン未満船)における支援のイメージ(新規)

